

児童扶養手当・特別児童扶養手当 現況届をお忘れなく

毎年8月は、現況届の提出月です

児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給者(支給停止の受給者を含む)へ、8月上旬に通知を送付しますので必要書類をご提出ください。

なお、現況届の提出がない場合、11月分以降の手当が受給できませんのでご注意ください。

提出期限 8月31日(木)

	対 象
児童扶養手当	18歳となった年度末までの児童を監護し、以下の項目のいずれかに該当する父または母 ・婚姻を解消し、生計を同じくしていない ・児童の父または母が死亡または生死が明らかでない ・児童の父または母に一定の障がいがある ・母が婚姻によらないで出産した など ※所得などにより、手当を受給できない場合があります。
特別児童扶養手当	精神または身体に一定の障がいのある20歳未満の児童を監護している父または母または養育者 ※障がいの状態により、手当を受給できない場合があります。

問合せ 健康こども課(⑤番窓口) ☎62-1288

いざという時のために 避難行動要支援者名簿への登録を

町では災害時に自力で避難することが困難で、特に支援を必要とする「避難行動要支援者」を把握するための名簿を作成しています。

名簿の対象となるかたには同意書および個別計画を送付していますので、ご提出ください。

既に個別計画の提出をしているかたも、居住状況や避難支援を必要とする事由に変更があった場合には、速やかに個別計画の再提出をお願いします。

地域で支援を必要とするかたを支える仕組みづくりのため、ご理解とご協力をお願いします。

【名簿の対象者】

生活の基盤が町内の自宅にあり、以下の項目のいずれかに該当するかた

- (1)介護保険における要介護認定3～5を受けているかた
- (2)身体障害者手帳「1級」・「2級」をお持ちのかた(内部疾患を除く)
- (3)療育手帳「A」をお持ちのかた
- (4)その他、支援が必要と認められるかた

※同意や個別計画によって、災害時における避難支援を受けられる可能性が高まりますが、避難支援が必ず保証されるものではありません。また、避難支援等関係者は法的な責任や義務を負うものではありません。

問合せ 福祉課(④番窓口) ☎62-1233